土木工事出来形管理基準 改定の要旨

_ 土木工事出来形管理基準 改定の要旨					
ページ	改定項目	主 な 改 定 内 容			
	■第1章 総則				
3	総則 ■第2章 出来形管理基準	○ 適用範囲について、仮設構造物を除くこと、本基準により難い 場合の取り扱いを明記した。			
6~9	配水管工事	○ 「配水小管」、「配水本管」の名称について、呼び径400mm未満でも配水本管となる場合があるため、「呼び径350以下」、「呼び径400以上」に改めた。また、割栗石基礎は標準図に記載がないことから、削除した。			
10~21	配水管工事 各種弁室築造工	 ○ フランジ型制水弁、ソフトシール制水弁を「制水弁」に統一し、参考としてGX形制水弁の図面を追加した。 ○ 弁キョウ(a)の測定について、弁操作に支障がなければ計測不要とし、削除した。 ○ 側塊の積み重ねについて、ズレがないことを確認することとした。 ○ 目地厚の測定を削除した。 			
		〇 消火栓室は、 ϕ 300mm、 ϕ 350mmの場合、蓋の中心とスピンドル中心が偏心しているため、図及び注記を追加した。			
		○ 空気弁室は、玉押器対応型急速空気弁室となるため、図面を変更した。また、足掛金物は側塊の寸法や設置数により間隔が異なるため、削除した。			
		〇 制水弁室は、プレキャスト製制水弁室を追加した。			
		〇 排水室を、プレキャスト製に変更した。			
24~25	水道施設構造物工事 (基礎工)	○ 基礎杭について、東京都建設局の出来形管理基準の記載に準じ 、既成杭工と場所打杭工を併記した。			
27	(鉄筋及びPC]ンクリート構造物)	〇 1ブロックの定義を追記した。			
30~31	(粒状活性炭引き抜き工、 敷き込み工)	〇 工種を「引き抜き工」と「敷き込み工」に分割した。			
32~33	シールド・推進工事(立坑) (地下連続壁立坑)	〇 柱列式、壁式について併記した。			
34~37	シールド・推進工事	〇 測定項目全般について、他局等の基準類と整合を図った。			
40~41	水管橋工事 (橋台工)	○ 東京都建設局の出来形管理基準の記載に準じ、規格値を改定した。			
48~49	舗装工事	○ 舗装の規格値等は道路管理者により異なる場合があるため、具体的な規格値等について「公道の場合は、各道路管理者の基準による」とした。			
50~55	街築工事、擁壁工事	〇 東京都建設局の出来形管理基準の記載に準じて改定した。			
	■付録				
58~59	水管橋外面塗装工事標準塗 膜厚表	O WSP基準を基に改定した。			

(旧頁) 59~62	■参考資料(出来形管理表 記入例)	0	記載例集を参照できるため、	削除した。